

全業種で50人以上の規模の労働者（安衛法第5条）

（安衛則第3項）

事業者、総括安全衛生管理者

事業者

専任（MBN内）

衛生に関する措置を行える権限の付与（安衛則第15条第2項）

衛生管理者

【改訂2版】

図解

産業医

一定の研修の修了者等（安衛法第14条第2項）を、監督署長に届出（安衛則第16条第1項）

毎週1回、を巡視し、健康障害防止措置（安衛則第15条第1項）

労働者の健康管理等

面接指導等の必要な措置等の維持管理にすること、労働者の健康相談、健康相談その他労働者の健康の増進の措置（安衛則第14条第1項）

高進の措置

措置（安衛則第14条第1項）

よくわかる 労働安全衛生法

◆118のチャートで逐条解説！

労働災害防止計画の全体像

労働災害防止計画の策定等

（厚生労働大

（第6

労働



（第8条）

労働災害防止計画の公表（大臣）

計画の効果等の検討

（第7条）

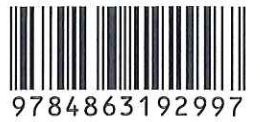
変更後の労働災害防止計画表（大臣）

木村

嘉勝 著

労働調査会

ISBN978-4-86319-299-7
C2032 ¥1000E



9784863192997

定価 (本体1,000円+税)
労働調査会



1922032010002



よくわかる 労働安全衛生法

木村 嘉勝 著



- 第1章 総則
- 第2章 労働災害防止計画
- 第3章 安全衛生管理体制
- 第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置
- 第5章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制
 - 第1節 機械等に関する規制
 - 第2節 危険物及び有害物に関する規制
- 第6章 労働者の就業に当たっての措置
- 第7章 健康の保持増進のための措置
 - 第7章の2 快適な職場環境の形成のための措置
- 第8章 免許等
- 第9章 安全衛生改善計画等
 - 第1節 安全衛生改善計画
 - 第2節 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント
- 第10章 監督等
- 第11章 雑則
- 第12章 罰則

安全と健康の
確保

物の使用
労働災害
防止に努める

これらの措置による労働災害防止に努める
作業の安全で衛生的な
配慮
措置義務

(事業者等の責務)
労働安全衛生法第7項

労働安全衛生法
国が実施する
機械等を設計、
原材料を製造し、若
設備物を建設し、若しく
等仕事を請け負わせる
事業者
物貸与者